



和歌山県立日高高等学校 定時制課程

令和5年度 入学のしおり



〒644-0003 和歌山県御坊市島45番地

電話 0738-24-0717 (定時制直通)

0738-22-3151 (事務室)

目次

1 入学式について

2 入学手続について

[※ ①から⑭は、別冊「入学時提出書類」参照]

○住民票（必要記載項目を確認してください）

①誓約書

②生徒個人調査書

③高校生活支援カード

④日本スポーツ振興センター加入申込書

⑤三修制履修届

⑥四修制履修届

●補助申請手続きについて

⑦令和5年度県立高等学校定時制課程夜食支給申請書(条件あり)

⑧雇用証明書

⑨給与支払い及び勤務日数（見込）証明書

⑩令和5年度県立高等学校定時制及び通信制課程教科書等無償給与申請書(条件あり)

●1人1台学習用コンピュータの取扱いについて

⑪1人1台学習用コンピュータ利用に関する承諾書

⑫1人1台学習用コンピュータ 家庭貸与申請書

⑬モバイルルーター貸出申込書及び誓約書

⑭承諾書（自家用車・マイクロバス同乗）

- 3 授業料について
- 4 教科書代について
- 5 給食（夜食）について
- 6 学業について
- 7 三修制について（四修制）
- 8 実力テストについて
- 9 特別活動について
- 10 その他
- 11 日本スポーツ振興センターについて
- 12 令和5年度入学生教育課程表
- 13 生徒心得
- 14 警報時の取り扱いについて
- 15 校内見取図
- 16 令和5年度新入生教科書購入について
- 17 P T A会費等について
- 18 1人1台学習用コンピュータの取扱いについて
 - 別紙1（利用規程）
 - 別紙2（家庭活用のルール）
- 19 補助申請手続きについて
 - 教科書等無償給与事業実施要項
 - 課税証明書 見本①（2子以下世帯）
 - 課税証明書 見本②（3子以上世帯）
- 20 本校生徒の「雇用証明書」の発行のお願いについて
- 21 入学寄付金・シューズ代金 領収書・納付通知書（各納付用紙）
 - 教科書代金 領収書・領収書控（教科書代金納付用紙）

1 入学式について

1. 日時・場所

令和5年4月7日（金）午後6時開式・日高高等学校百周年記念館「翔栄館」2階
※入学式の服装は自由です。なお、中学校時の制服でも結構です。

2. 午後5時20分までに、保護者等同伴で登校してください。筆記用具をご持参ください。

3. 当日の日程

①午後5時20分（新入生ホームルーム）

新入生は、職員の案内によりホームルーム教室（1号館1階）に入ってください。

②午後5時20分～午後5時50分（入学手続）

保護者等の方は、本校1号館1階定時制図書室で各種書類の提出と
入学寄付金等の納入をお願いします。

③午後6時（入学式開式）

保護者等の方は5時55分までに式場にご入場、ご着席ください。

④式終了後、ホームルーム教室で保護者会を行います。

4. その他

入学式では、「入学願」にもとづいて入学者の呼名を行います。

2 入学手続について

・手続きは午後5時20分より受け付けます。入学式開式までにお済ませください。
手続き終了は、午後5時50分です。

・午後5時55分までに、百周年記念館「翔栄館」2階の式場へ、ご入場ください。

・入学式当日、保護者等の方は多目的室及び図書室で、入学寄付金5,000円と教科書代金（四修制 5,299円、三修制 7,211円）及び体育館シューズ代金 3,200円の
納入と、以下の書類の提出をお願い致します。

提出書類は、黒のボールペン等でご記入ください。

○ 住民票

世帯全員が記載されたもの（続柄は省略しないようにしてください）。

※発行日が合格発表日以降で、マイナンバーが記載されていないもの。
（市役所・役場で発行してもらってください）

① 誓約書 ※日付は、新入生が『4月7日』、転編入生が『4月1日』

本人氏名、保護者等のご住所・ご氏名をそれぞれ自署でご記入ください。

② 生徒個人調査書

イ。「生徒」「保護者等」「緊急連絡先」の欄には、それぞれ、ふりがな、
郵便番号、電話番号、現住所の番地まで全て正確にご記入ください。

※携帯電話がある場合は、携帯電話の番号もご記入ください。

ロ。「家族欄」には、生活を同じにする家族の、本人との続柄、氏名、年齢、
職業（勤務先）または、学校・学年をご記入ください。

ハ。「自宅案内図」または「下宿先案内図」はわかりやすくご記入ください。

③ 高校生活支援カード

イ. 左面は生徒本人が、今現在の気持ちや考えを記入してください。

ロ. 右面は保護者の方がご記入ください。

④ 日本スポーツ振興センター加入申込書

※日付は、新入生が『4月7日』、転編入生が『4月1日』

⑤ 三修制課程履修届

⑥ 四修制課程履修届

※ どちらかを選んで提出してください。

● 補助申請手続きについて 一式 (支給条件が合い、希望する場合に提出)

⑦令和5年度県立高等学校定時制課程夜食支給申請書⇒5

⑧雇用証明書

⑨令和5年度給与支払い及び勤務日数(見込)証明書

⑩令和5年度県立高等学校定時制及び通信制課程教科書等無償給与申請書⇒4

● 1人1台学習用コンピュータの取扱について

⑪利用規程をお読みいただき「利用に関する承諾書」にご記入ください。

⑫家庭活用のルールをお読みいただき「家庭貸与申請書」にご記入ください。

⑬ご家庭に Wi-Fi 環境が無い場合は、「モバイルルーター貸出申込書及び誓約書」
にご記入ください。(必要に応じて機器が貸与されます)

⑭ 承諾書 (自家用車・マイクロバス同乗)

その他

● 納付通知書・領収書 (1枚目:入学寄付金・シューズ代/2枚目:教科書代)

本冊子の最後に閉じているものをご利用ください。

教科書代金納付用(2枚目)は、四修制用(上)と三修制用(下)がありますので、選択する課程に応じた適切な方をお使いください。

● ぞうきん(2枚)ご用意ください。

【入学時提出書類 別冊子 上記の①~⑭】

必要書類に必要事項を記入し、冊子から外さずに提出してください。

【保健関係書類 別冊子】

必要書類に必要事項を記入し、冊子から外さずに提出してください。

※「健康管理票」(別紙厚紙三折)にも必要事項を記入し、併せて提出してください。

3 授業料について

県立学校授業料は、平成26年度より新制度（授業料有償化）に変わりました。

条件に該当すれば、高等学校等就学支援金の支給を受けられます。この支援金の支給を受けることで授業料を支払う必要がなくなります。なお、新入生は4月と7月の2回の申請が必要となります。（次年度からは7月のみ）また、この支援金の支給を受けられるのは、定時制高校生の場合、原則で最長4年間です。

※ さらに別の条件に該当すれば、授業料以外の教育費負担を軽減するための、返還の必要がない「奨学のための給付金（高校生等奨学給付金）」の給付を受けることができます。申請は7月で、給付は12月頃です。また、この奨学給付金の給付を受けられるのも、定時制高校生の場合、原則で最長4年間です。

4 教科書代について

経済的理由により著しく修学が困難な勤労生徒（所得制限あり）には、国の補助事業で教科書の代金が後日支給（返還）される制度があります。アルバイト従事者、ハローワークでの求職活動の登録者も対象になります。現在仕事に就いていなくても、提出期日までにハローワークで求職活動の登録をし、ハローワークカードの交付を受ければ申請できます。

申請手続は、「入学時提出書類」冊子にある申請書を期日までにご提出いただいた上、教科書販売時に発行される領収書を後日（5月中旬頃）ご提出いただきます。この領収書をなくすと支給を受けられない場合もありますので、入学後、担任から連絡があるまで、領収書は大切に保管してください。

なお、支給時期は10月中旬以降となります。

5 給食（夜食）について

4月現在で仕事を持っている生徒（アルバイト従事者を含む）は、申請をすれば国の補助事業により、給食（夜食）が無料で支給されます。年度途中での申請も可能です。毎月20日までに必要書類を添付して申請書を提出し、認められると、翌月から支給されます。給食の内容は、パン（日替わり）と牛乳です。

6 学業について

1. 高校では中学校と違い、「単位」を修得しなければ、進級や卒業ができないしくみになっています。単位数は週あたりに行う授業の時間数で表されます。
例えば、下の表で「言語文化」2単位とあるのは、「言語文化」は週2回の授業を1年間行うことを意味し、この授業を1年間受けて合格すれば、「言語文化」2単位を修得したことになります。
2. 1年生の教育課程（授業科目）は、次の通りです。（4年で卒業する課程）

科目	言語文化	公共	数学 I	情報 I	体育	保健	英語コミュニケーション I	総合探究	HR	計
単位数	2	3	2	3	2	1	3	1	1	20

※ 3年で卒業する三修制を選んだ場合は、この他に「基礎数学(1)」、「地学基礎(3)」、「ビジネス基礎(1)」の授業を受けることになります。

3. 科目の修得(合格)について【すべてを満たせば、その科目の単位を修得となる】

①出席時間数が、実授業時数の3分の2以上であること(履修)。

(実授業時数とは、実際に授業をした時間。45分の授業を1時間とします。)

②定期考査・小テストの点数、提出物、授業への取組等、あらゆる角度から総合的に行われた評価が、30点以上であること。

4. 進級について【このうちの一つにでも該当すれば、進級はできない】

①4科目以上の不合格がある場合

②8単位以上の不合格がある場合

③1科目でも、出席時間数が実授業時間数の3分の2未満である場合

※三修制科目はその限りではない。

5. 定期考査は原則として1学期2回、2学期2回、3学期1回の計5回実施します。

いずれも1週間前に考査時間割を発表します。他にも随時小テストがあります。

6. 日課表は次の通りです。

時限	授業時間帯
-1限	4:00~4:45
0限	4:50~5:35
1限	5:40~6:25
給食	6:25~6:35
2限	6:35~7:20
3限	7:25~8:10
4限	8:15~9:00

} -1限・0限の授業は三修制の生徒のみ

→ 給食は、支給対象者のみ

(-1限は三修制の2年次と3年次に、
それぞれ週1回実施(水曜日))

7 三修制について

「三修制」とは3年間で卒業できるしくみです。4年間で卒業する「四修制」もあります。どちらを選ぶかをよく考えて、届を提出してください。

※4修制から3修制への変更はできません。

次の条件を満たして、すべての授業の単位を修得すれば、3年で卒業できます。

- ・約1時間早く登校して0限授業を受け、その後、通常の授業を4時間受ける。これを3年間続けます。
- ・2年次と3年次に各々、週1回のマイナス1限授業(0限の前の時間帯)を受ける

各年次において三修制科目(0限授業、マイナス1限授業)を規定通り修得できていなければ、その時点で四修制に変更となる場合があります。

- 三修制から四修制に変更となるケース
- ①第1学年末において、三修制科目の未修得単位数が3単位以上あるとき
 - ②第2学年末において、当該年度の三修制科目の未修得単位数と前年度の三修制科目の未修得単位数が合わせて3単位以上あるとき
 - ③第3学年末において、原級留置規準に抵触はしていないが、卒業に必要な修得単位数(74単位)を満たしていない時
 - ④三修制科目のうち1科目でも、その出席時間数が実授業時間数の3分の2未満であるとき

4年間の学習内容を3年間でやりとげるには、絶えず自分で積極的に勉強する気持ちと続ける強い意志が必要です。

8 実力テストについて

入学後すぐ、国語・数学・英語の実力テストを実施します。中学校で学習した程度の内容になりますので、しっかり勉強しておいてください。

9 特別活動について

1. 体育部関係では、県定通総合体育大会、近畿定通体育大会、全国定通総合体育大会等があります。

令和4年8月16日(日)～ 全国高等学校定時制通信制体育大会(神奈川県小田原市)

バドミントン競技 出場 女子2名

令和4年11月6日(日)近畿高等学校定時制通信制課程体育大会(大阪府大阪市)

バドミントン競技 出場 男子1名

2. 文化部関係では、秋に県高等学校定時制通信制課程生徒作品展、県高等学校定時制通信制課程「生徒生活体験発表会」等があります。

令和4年11月19日(土)～ 第68回和歌山県高等学校定時制通信制生徒作品展

(和歌山県勤労福祉会館プラザホープ) 美術・家庭作品展参加

10 その他

1. 現在、体調を崩している人、虫歯等がある人や視力が低下している人は、入学までの間に検査や治療を受け、体調管理に気をつけて下さい。
また、生活リズムが不規則になっている人は、規則正しい生活リズムに戻すようにしましょう。
2. その他わかりにくいことがあるときは、
定時制職員室 (0738-24-0717)
事務室 (0738-22-3151)
までお問い合わせください。

11 日本スポーツ振興センターについて

1. 設立と目的

昭和61年3月1日に、日本体育・学校健康センターとして設立され、平成15年10月1日に独立行政法人通則及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づき、日本スポーツ振興センターへと移行した独立行政法人であり、スポーツの振興及び児童・生徒等の健康の保持増進を図り、国民の心身の健全な発達に寄与することを目的としています。

2. 業務

- ①学校の管理下における児童・生徒等の災害に対する災害共済給付
- ②スポーツに関する調査研究並びに資料の収集及び提供
- ③学校安全・その他の学校における児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供

3. 給付の対象となる災害と給付金額

災害の種類	災 害 の 範 囲	給 付 金 額
負 傷	学校の管理下の事故によるもので療養に要した費用の額が5,000円以上のもの	健康保険の医療給付の範囲を基準に支給 支給期間 最長10年間
疾 病	学校の管理下の行為による児童生徒等の疾病のうち、学校健康センターが認めたもの (療養に要した費用の額が5,000円以上のもの)	
障 害	学校の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害で、その程度により1級から14級に区分される。	障害見舞金が支給されます。
死 亡	学校の管理下の事故による死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡。突然死でその顕著な徴候が学校の管理下において発生したもの。 (ただし、体育授業等の教育活動に基づき相当の運動量を伴う運動等があつて顕著な徴候が発生し突然死に至った場合)	死亡見舞金が支給されます。

(注)

- ① 交通事故等で加害者より治療費が支給される場合は適用されません。
- ② 学校の管理下とはホームルーム、授業時間、休憩時間、クラブ活動、遠足、登下校中等において発生した事故をいいます。
- ③ 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が発生した日から2年間行わないときは、時効によって消滅することになっています。
- ④ 詳細はホームページ <http://www.jpnsport.go.jp/anzen/> にアクセスして災害共済給付をクリックしてご覧ください。
- ⑤ 「学校管理下」の生徒事故でない事故等に備えて、任意の保険に加入することもご検討ください。

※※ 記入上の注意 ※※

- 記入年月日については、以下のようにご記入ください

新入生は、『令和5年4月7日』

転入・編入の生徒は『令和5年4月1日』

12 令和5年度入学生教育課程表

和歌山県立日高高校定時制

普通科

各教科・科目等		標準 単 位 数	普通科				履修 単 位 数		備 考		
			1年	2年	3年	4年			教科別履 修単位数	選択上の留意点	
教科等	科目等										
共通 教科・ 科目	国語	現代の国語	2	4			4	4	14		
		言語文化	2	2			2	2			
		国語表現	4			④		4			
		論理国語	4			4	4				
	地歴	地理総合	2		3		3	3	11		
		歴史総合	2		④	2	2	4			
	公民	公共	2	3			3	3			
	数学	※基礎数学		①		①		2	11	※教科書なし 1～3年全て習熟度別2展開	
		数学Ⅰ	3	2	3		5	5			
		数学A	2			2	2	4			2
	理科	科学と人間生活	2		3		3	3	11		
		地学基礎	2	③		2	2	3			
		生物基礎	2		3		3	3			
	保体	体育	7	2	2	3	2	9	7	11	
		保健	2	1	1			2	2		
	芸術	美術Ⅰ	2			2	2	4	2	4	
	外国語	英語コミュニケーションⅠ	3	3				3	3	11	3年コミュニケーション英語Ⅱは習熟度別2展開
		英語コミュニケーションⅡ	4		2	2		4	4		
論理・表現Ⅰ		2		②		2	2	2			
家庭	家庭基礎	2	2	2			4	4	4		
情報	情報Ⅰ	2	3				3	3	3		
共通科目計			18 ④	17 ⑥	15 ⑤	16	66	65			
専門 教科・ 科目	商業	ビジネス基礎	2～4	①		①	3	3	2	10	
		情報処理	2～4		1	3		4	4		
	専門科目計			①	1	3 ①	3	7	6		
合 計			18 ⑤	18 ⑥	18 ⑥	19	73	71			
ホームルーム活動			1	1	1	1					
総合的な探究の時間			1	1	1		3	3			
総 合 計			20 ⑤	20 ⑥	20 ⑥	20	76	74			

①②③④⑤⑥ は三修制（－1、0限授業）の単位数

13 生徒心得

本校生徒は、常に高校生として正しい判断に基づき責任ある行動をとること。

1 授業について

ア 時間厳守

始業時は、指定された場所で授業の準備をして待機する。
欠席・欠課・遅刻等をする場合は、事前に学校に連絡する。

イ 環境整備

授業に不要な物は学校に持ってこない。落書き等の迷惑行為は行わない。
授業時は携帯電話を指定された場所に提出し使用しない。

ウ 礼節遵守

授業時は指示に従い積極的に取り組む。授業の支障となる行為は行わない。

2 通学について

交通ルールや交通マナーを遵守し通学すること。
安全に留意し時間に余裕をもって通学すること。
通学のため単車や自動車を校内へ乗り入れることは原則として認めない。

3 学校生活について

- ア 頭髪や服装は、自由とする。但し、学校生活の支障にならないこと。
- イ 登校後は、許可なく校外に出ない。
- ウ 部外者の校内立ち入りは、禁止する。
- エ 公共物等器物を破損した場合は、原則弁償とする。
- オ 私物（貴重品等）の管理は、各自が責任を持って行う。
- カ 給食は、指定した場所で食べること。
- キ 法律（飲酒、喫煙、道路交通法等）に違反する行為は、厳禁とする。
- ク 事故または異常があった場合は、速やかに学校に連絡する。
- ケ 校内は、全日制や付属中学校と共有している。不要な場所には立ち入らない。

*以上の生徒心得を遵守できない場合は、訓告、特別指導、懲戒（停学処分・退学処分等）を受ける場合がある。

14 警報時の取り扱いについて

① 御坊市に**暴風・大雨・洪水**のいずれかの警報が発令された場合

注) 県北部、紀中地域とあっても、御坊市が含まれていない場合は適用しない。

(1) 平常授業時

- ・午後4時現在、**上記の警報**が発令されている時は、自宅待機とする。
- ・午後5時までに**上記の警報**が解除された時は、2限以降の授業を行う。
- ・午後5時現在、**上記の警報**が発令されている時は、休校とする。

※水曜日の-1限について

午後3時現在、**上記の警報**が発令されている時は、-1限授業は行わない。

(2) 定期考査時

午後4時現在、**上記の警報**が発令されている時は、当日は臨時休校とし、当日予定のテストは、テスト最終日の翌日に実施する。(順延とはしない)

(3) 登校後に**上記の警報**が発令された場合、下校が安全と確認されるまで学校で待機し、その後の状況を学校長が判断し、帰宅等の措置をとる。また、**上記の警報**が発令されていなくても、明らかに気象上の危険が予想される場合は、学校長の判断により帰宅等の措置をとる場合もある。

② 御坊市には発令されていないが、由良町、日高川町、日高町、美浜町、印南町などに**上記の警報**が発令されている場合

(1) 平常授業時

平常通り授業を行う。

(2) 定期考査時

午後4時現在、**上記の警報**が発令されていれば、当日を授業日とし特別時間割で授業を行い、考査を最終日の翌日に延期する。

但し、**上記の警報**発令地域に自宅あるいは通学路がある場合、(下宿生は現住所で判断する)は、①(1)に準じて対応する。

③ 御坊市に**上記の警報**が発令されていない時でも、次の場合の欠席は「出席扱い」とする。

ただし、必ず事前に学校へ連絡すること。

- ・通学の途中で明らかに危険が予測される場合。
- ・公共交通機関が不通となって通学できない場合。

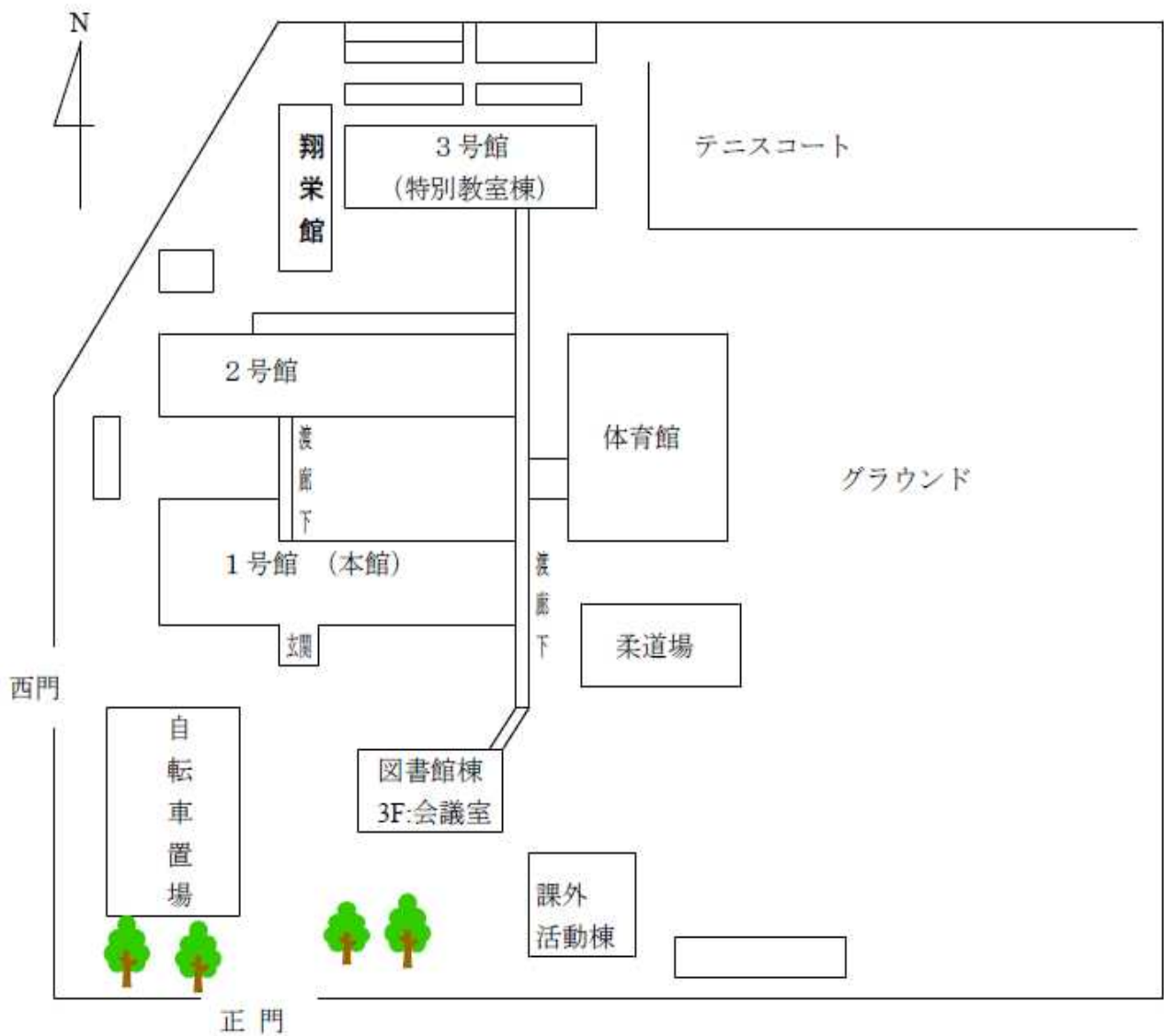
④ 地震、津波等の緊急事態についても、上記③に準じて対応する。

⑤ その他

- ・何らかの特別警報が発令された場合は、命を守る行動をとることを最優先とする。
- ・自宅待機または休校となったときは、自宅学習をすること。
- ・途中登校の場合は時間割の変更があるので、全日の授業の用意をすること。
- ・実力テスト等が予定されている日は、上記①②の(2)に従うこと。
- ・臨時休校となった場合は、原則として、後日に補充授業を行う。

学校への問い合わせ 定時制専用電話 0738-24-0717

校内見取図



1号館拡大図



16 令和5年度新入生教科書購入について

1 使用教科書について

科目	発行者	教科書番号	書名	価格	備考
言語文化	東書	701	新編言語文化	757	全員購入
公共	東書	701	公共	700	全員購入
数学 I	数研	716	新 高校の数学 I	800	全員購入
保健体育	大修館	701	現代高等保健体育	715	全員購入
英語コミュニケーション I	東書	701	All Aboard! English Communication I	690	全員購入
家庭基礎	東書	701	家庭基礎 自立・共生・創造	596	全員購入
情報 I	実教	706	図説情報 I	1041	全員購入
ビジネス基礎	実教	701	ビジネス基礎	948	三修制のみ
地学基礎	東書	701	地学基礎	964	三修制のみ

2 購入代金について

- 四修制 5,299円
- 三修制 7,211円

3 代金納入日及び納入場所 ※納入票はこの冊子の最後にあります。

日時：4月7日（金）5時20分～5時50分

場所：定時制職員室（1階）横の定時制図書室

（入学式が始まる前に、お手続きください）

4 その他

教科書無償給与の対象者は、後日、領収書と引き替えに返金がありますので領収書を大切に保管してください。（申請者には返金時に連絡をします）※別冊資料

17 P T A会費等について

P T A会費・教育振興会費・生徒会費は下記のとおりとなっています。

半期毎に集金させていただきますので、ご協力をお願いします。

記

令和5年度 P T A会費等の金額

集金	P T A会費	教育振興会費	生徒会費	計
5月下旬	3,000円	1,000円	1,000円	5,000円
9月下旬	3,000円	1,000円	1,000円	5,000円
計	6,000円	2,000円	2,000円	10,000円

18 1人1台学習用コンピュータの取扱いについて

Society5.0の到達を見据え、これからの時代を切り拓く子供たちに求められる「情報活用能力」等を育成するため、「GIGAスクール構想」の実現に向け、その基盤となるICT教育環境の整備により、県立学校に在籍する児童生徒に対して、コンピュータを貸与することとなりました。

つきましては、下記の内容について、御確認いただき、コンピュータの丁寧かつ適切な利用をお願いします。

記

1 貸与の対象について

県立学校に在籍する児童生徒

※コンピュータは、無償貸与であり、転校や卒業等の際には速やかに学校に返却してください。

2 貸与品について

【貸与品】

校種	高等学校
端末	Surface Go 2 (Microsoft)
付属品	キーボード、電源ケーブル、タブレットペン、クッションケース

※管理番号等を記載したシールをコンピュータに貼り付けていますので、はがさないようにしてください。

3 コンピュータ利用規程の確認及び承諾書の提出について

- ・「1人1台学習用コンピュータ 利用規程」(別紙1)について御確認いただき、「1人1台学習用コンピュータ利用に関する承諾書」(入学時提出書類冊子)に署名の上、学校へ提出をお願いします。

4 今後の活用について

- ・デジタルによる資料・作品の制作等、学校の授業において日常的に活用します。また、緊急事態による休校時や学校の判断により、家庭学習においても活用することを目的に、家庭への持ち帰りを許可する場合があります。(別紙2「家庭活用のルール」)
- ・持ち帰った場合は、充電を各家庭でお願いします。
- ・学校のネットワークだけでなく、家庭や一般のネットワークにも接続できるように設定しています。なお、有害サイト等へのアクセスを制限するため、一定のフィルタリング設定を行っています。安全で安心なインターネット利用に向けて、各家庭におきましても御協力をお願いします。

5 トラブル等に関するお問い合わせについて

- ・故障や破損・紛失・盗難により、正常に使用できなくなった場合は、速やかに学校に申し出てください。なお、故障と判断しても、勝手に修理はしないでください。また、故意または重大な過失による故障・破損等の場合は、弁償又は原状復旧をしていただく場合があります。

(別紙1)

1人1台学習用コンピュータ 利用規程

和歌山県教育委員会

1 目的

本規程は、1人1台学習用コンピュータ（以下「コンピュータ」という。）の利用に伴い、情報漏えい・改ざん・破損・紛失を防止し、学習ツールとして効果的に活用することを目的に定めるものとする。

2 コンピュータの使用者

県立学校の児童生徒

3 対象機器

令和2年度以降に導入したコンピュータ

4 コンピュータの取扱いに係る遵守事項

(1) 取扱いについて

学校からの貸与物のため、以下の点に注意し利用すること。

- ・ 本体を置いている机での飲食及び飲物を置くなどの行為を禁じる。
- ・ 本体を保護する観点から、校外への持ち出し時は必ずカバーを装着すること。
- ・ 本体や付属品に貼付された管理番号シールを剥がしたり、貼り替えたりしないこと。また、管理責任者以外の者が、これ以外のシールを貼ったり、文字等を書いたりしないこと。
- ・ USBメモリ等の外部記録装置や通信が発生する機器の接続・利用をしないこと。
- ・ 学校から指示のないファイルのダウンロード及びアプリケーションのインストール又はアンインストールをしないこと。
- ・ 破損・紛失・盗難がないよう適切に管理すること。
- ・ 転出、卒業等により児童生徒の在籍期間が終了する際は、遅滞なくコンピュータを学校に返却すること。

(2) 家庭での利用について

- ・ 家庭での利用については、原則、臨時休校時のみとする。ただし、管理責任者が必要と判断する場合は、普段からの持ち帰りが認められる。
- ・ 管理責任者に持ち帰りを認められた場合、学校の指示に応じて「1人1台学習用コンピュータ 家庭貸与申請書」(入学時提出書類冊子)に記入の上提出すること。
- ・ 借り受けたコンピュータは、原則家庭内での使用とし、自宅学習以外の目的に使用しないこと。
- ・ 自宅で使用した後は、自宅で十分に充電して学校へ持参すること。

- ・自宅にある無線LANルータ等の通信機器への回線接続に関しては、各自で対応すること。
- ・家庭に無線LAN等の通信環境が整っていない場合は、学校が放課後等に開放する教室の校内無線LANを活用し、学習を行うことができる。また、モバイルルーターの貸与を希望する場合、「モバイルルーター貸出申込書及び誓約書」(入学時提出書類冊子)に記入の上学校に提出すること。
- ・健康に留意し、長時間の使用は控えるようにすること。

(3) クラウドの利用について

- ・クラウドサービスは学校が許可したクラウドサービスを利用すること。
- ・利用の主な目的は、学習プロセスの記録と学習成果物の保存とし、クラウド内は授業者の指示により運用すること。
- ・クラウドサービスを利用するためのアカウント・パスワードは、第三者に知られないよう管理を徹底すること。

(4) 個人情報の取扱いについて

- ・インターネット上に自宅住所や電話番号、各種アカウント・パスワード等を掲載しないこと。
- ・個人を特定できる情報を公開しないこと。
- ・インターネット上のトラブルや不審な通知があった場合は、直ちに教職員に連絡すること。
- ・情報を発信する場合は、人権及び著作権、情報モラル等に十分配慮すること。

(5) トラブル発生時の対応について

- ・自然故障の場合は、教職員に報告し、修理または交換に要する期間は代替機を使用すること。
- ・破損・紛失等、端末を正常に使用できない状態になった場合は、すみやかに教職員にその日時、場所、状況等の詳細を報告すること。
- ・故意または重大な過失による破損や用途外使用による不具合等については、児童生徒又はその保護者により弁償又は原状復旧すること。
- ・紛失した場合は、第三者による不正使用防止を第一に考え、速やかに教職員に報告すること。盗難被害の場合は、併せて警察に届け出て、その証明を受けること。

(別紙2)

1人1台学習用コンピュータ 家庭活用のルール

- 1) コンピュータは、他者に貸与・譲渡しないでください。
- 2) コンピュータのそばでの飲食は禁止です。端末を置いている机に飲物を置くなどの行為もしないでください。
- 3) 破損・紛失・盗難がないよう適切に管理してください。利用者による原状復旧又は弁償などの義務が発生する場合があります。
※ 破損等の不具合が生じた場合は、速やかに学校へ報告してください。
- 4) 自宅での使用後は、自宅で十分に充電して学校へ持参してください。
- 5) コンピュータは、自宅学習の目的以外での使用を禁止します。
なお、原則家庭内での使用とします。
- 6) 自宅にある無線 LAN ルータ等の通信機器への回線接続に関しては、各自で対応してください。
- 7) USBメモリ等の外部記録装置や通信が発生する機器の接続・利用を禁止します。
- 8) 学校から指示のないファイルのダウンロードやアプリケーションのインストール及びアンインストールを禁止します。
- 9) 学習に関係ないWebサイトの閲覧や利用、個人的なSNSへの書き込み、写真・動画の配信は禁止します。
- 10) 他者のIDの不正利用、ハッキング行為、SNS・掲示板への誹謗中傷の投稿などは厳に禁止します。
- 11) 上記に記載のない事項についても、学校から追加で連絡することがあります。

※上記をご一読いただき、「1人1台学習用コンピュータ 家庭貸与申請書」(入学時提出書類冊子)にご記入の上、学校へご提出ください。

※モバイルルータの貸出を希望される場合は、「モバイルルーター貸出申込書及び誓約書」(入学時提出書類冊子)ご記入の上、学校へご提出ください。

19 補助申請手続きについて

夜食の支給、教科書無償給与(給食の支給、教科書代の補助)を希望する場合は、その申請手続きが必要です。

そこで下記の内容・日程に従って、申請書及び所定の添付書類(証明書)を提出してください。

記

【夜食補助を申請する場合】

〈対象者〉

パート・アルバイト等をする日数が年間90日以上(求職中は含まない)の生徒。

所得制限なし

〈提出書類〉※入学時提出書類冊子

①第1号様式「令和5年度県立高等学校定時制課程夜食支給申請書」

②第2号様式「雇用証明書」

③第3号様式「給与支払及び勤務日数(見込)証明書」

※夜食補助は(パート・アルバイトの)雇用実態がない場合は対象外です。

【教科書無償給与を申請する場合】

〈対象者・要件〉※次項「教科書等無償給与事業実施要領」参照

パート・アルバイト等をする日数が年間90日以上(求職中を含む)の生徒。

所得制限あり(世帯の主たる収入者の年間所得割額が非課税又は別紙課税証明書記載の通り)

〈提出書類〉※入学時提出書類冊子

①第1号様式「令和5年度県立高等学校定時制及び通信制課程教科書等無償給与申請」

②市町村役場にて発行の「令和4年度課税証明書」

※教科書無償給与は(パート・アルバイト等の)雇用実態がない場合は、ハローワークで求職活動の登録が必要です。ハローワークカードのコピーを提出してください。

和歌山県立高等学校定時制及び通信制課程教科書等無償給与事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、勤労青少年の高等学校の定時制課程及び通信制課程への修学を促進し、教育の機会均等を保障するため県立高等学校の定時制課程及び通信制課程に在学する者を対象として、定時制課程で使用する教科書の無償給与並びに通信制課程で使用する教科書及び学習書の無償給与（以下「教科書等の給与」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「有職生徒」とは、定職に就いている者及び1年間におおむね90日以上パート又はアルバイトに就いている者とする。

- 2 「定職」とは、年間を通じて一定の職業をもち、その収入によって本人又は家族の生活の全部又は一部を賄っている場合（自家営業等に従事する場合を含む。）をいう。
- 3 「パート又はアルバイト」とは、定職の定義にあてはまらない就労形態をいう。

(教科書等の給与対象者)

第3条 教科書等の給与対象者は、県立高等学校の定時制課程の本科又は通信制課程の本科に在学する生徒で、当該年度において履修するために必要な教科書等の給与を希望する有職生徒で、第5条に規定する要件に該当する者とする。

- 2 前項の規定において、学年による教育課程の区分を設けない課程を置く高等学校の教科書等の給与の対象となる者は、入学後2年目にあつては14単位以上、3年目以降にあつては28単位以上の修得者であり、当該年度において2以上の教科・科目を履修する者とする。

第4条 前条に規定する対象者のほかに、疾病等その他やむを得ない事由があると学校長が認めた者で、次条に掲げる要件を満たす者は、教科書等の給与の対象とすることができる。

(教科書等の給与の要件)

第5条 教科書等の給与の要件は、経済的理由により著しく修学が困難であり、かつ次の各号に該当する生徒とする。

- (1) 生徒を扶養している者の年間所得額が地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する住民税所得割非課税限度額以下であるか、又は同法の定めるところにより算定される所得控除額の合計額以下である者。〔課税証明書 見本①〕

ただし、生徒を扶養している者、その同生計配偶者及び扶養親族の内に生徒を含めた兄弟姉妹の数が3人以上いる場合は、生徒を含めた兄弟姉妹の数から2を減じた数に50万円を乗じた額を、住民税所得割非課税限度額又は所得控除額の合計額に加算した額以下である者。〔課税証明書 見本②〕

- (2) 生徒（生徒を扶養している者がいない場合に限る。）の年間所得額が地方税法（昭

和25年法律第226号)に規定する住民税所得割非課税限度額以下であるか、又は同法の定めるところにより算定される所得控除額の合計額以下である者。

ただし、生徒の扶養親族の内に生徒の兄弟姉妹の数が2人以上いる場合は、生徒を含めた兄弟姉妹の数から2を減じた数に50万円を乗じた額を、住民税所得割非課税限度額又は所得控除額の合計額に加算した額以下である者。

- (3) 学校長が、前号に準じる状況にあると判断した者。この場合は、次条第1項の関係書類として、学校長が判断するために必要な書類を教科書等の給与を受けようとする者(以下「申請者」という。)に添付させることとする。

(教科書等の給与の手続等)

第6条 申請者は、「県立高等学校定時制及び通信制課程教科書等無償給与申請書」(第1号様式)に必要な関係書類を添えて学校長に提出するものとする。

- 2 学校長は、校内に審査会を設けて前項の申請書類及びその関係書類を審査し、その結果を申請者に通知する。この場合において、審査結果については「県立高等学校定時制課程教科書無償給与申請に係る審査結果」(第2号様式)又は「県立高等学校通信制課程教科書・学習書無償給与申請に係る審査結果」(第3号様式)により整理するとともに、「県立高等学校定時制課程教科書の無償給与判定通知書」(第4号様式)又は「県立高等学校通信制課程教科書・学習書の無償給与判定通知書」(第5号様式)により申請者に通知するものとする。
- 3 学校長は、教科書等の給与を行った場合には、当該給与に係る生徒の氏名、人員数、教科書及び学習書に係る書名、単価、冊数等に関する内容を明らかにする書類を作成しなければならない。
- 4 教科書等の給与は、再度同一の生徒に対し、重ねて同一の教科書又は学習書を給与しないものとする。

(教科書等給与給付金の手続等)

第7条 前条第2項の審査結果の通知が、申請者が教科書等を使用する授業の初日の前日までに間に合わない場合は、申請者は、当該教科書等を自費で購入した上で、同項の審査により、教科書等の給与が認められた場合は、その自己が負担した教科書等の購入に要した金額に相当する給付金(以下「教科書等給与給付金」という。)を、次項及び第3項の手続により、知事から交付を受けるものとする。

- 2 教科書等給与給付金の交付申請の手続等については、次のとおりとする。
 - (1) 前項に定める教科書等給与給付金を受けようとする者は、「教科書等給与給付金交付申請書」(第6号様式)に教科書等の支払を証する書類を添えて、学校長に提出するものとする。
 - (2) 学校長は、前号の規定により提出を受けた書類(以下「交付申請書等」という。)を取りまとめ、知事に提出するものとする。
 - (3) 知事は、交付申請書等を審査の上、適当と認めた場合には、申請者に対し「教科書等給与給付金交付決定通知書」(第7号様式)(以下「交付決定通知書」という。)を学校長を通じて交付する。

(4) 学校長は、交付決定通知書を受けたときは、その旨を該当者に通知して、「教科書等給与給付金交付請求書」(第8号様式)の提出を受け、これに交付決定通知書の写しを添えて教育委員会を通じて知事に提出するものとする。

3 和歌山県補助金等交付規則(昭和62年和歌山県規則第28号)第13条に定める実績報告は、交付申請をもってなされたものとみなし、同規則第14条に定める額の確定は、交付決定をもってなされたものとみなす。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度に県立高等学校定時制若しくは通信制課程に入学する生徒から適用する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要領による改正前の第1号様式及び第6号様式、並びに第8号様による用紙は、当分の間修正して使用することができる。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

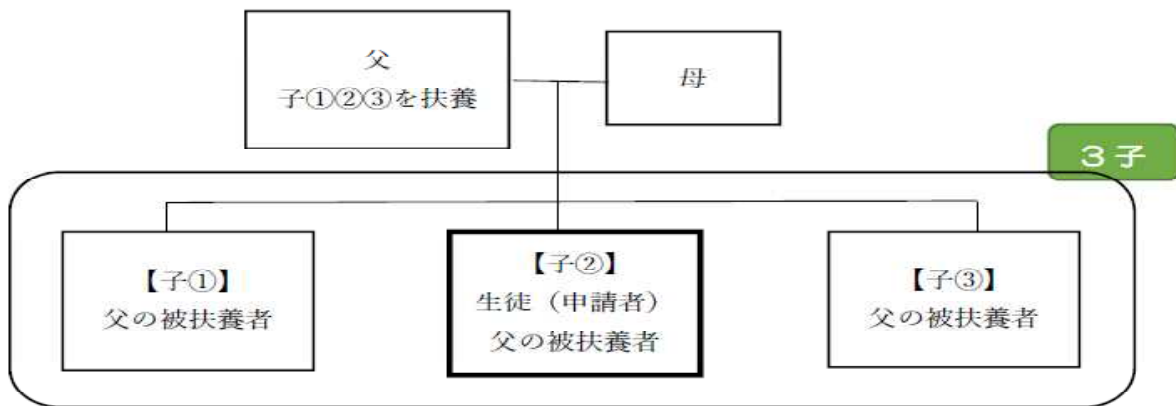
【教科書無償給与の申請】

上記「和歌山県立高等学校定時制及び通信制課程教科書等無償給与事業実施要領」をよくお読みになり、給与対象者及び要件を満たして、給与を希望される場合、必要書類及び証明書を担任までご提出ください。

提出期限：令和5年4月7日(金) 提出先：担任

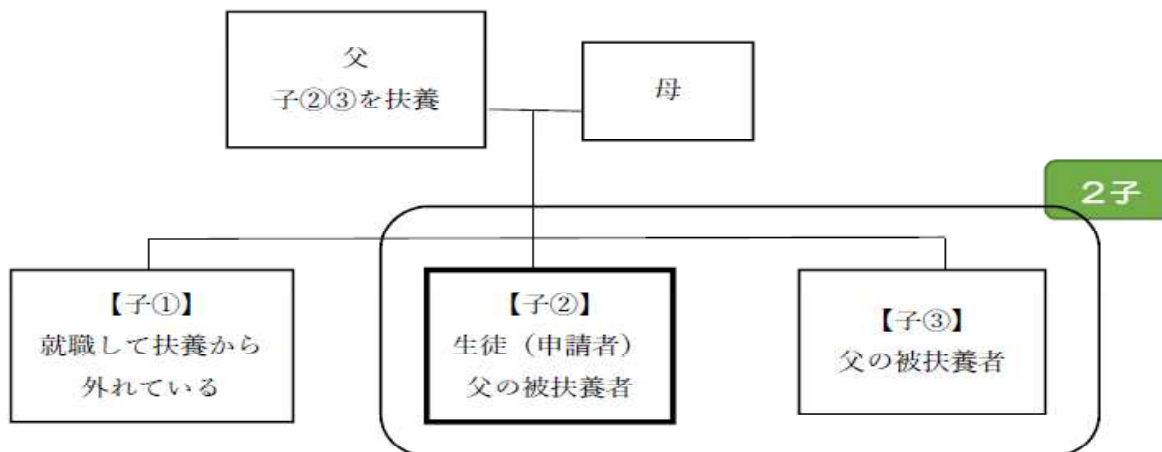
3子以上カウントのモデルケース

1. 兄弟姉妹3人（3人とも父親の扶養親族）



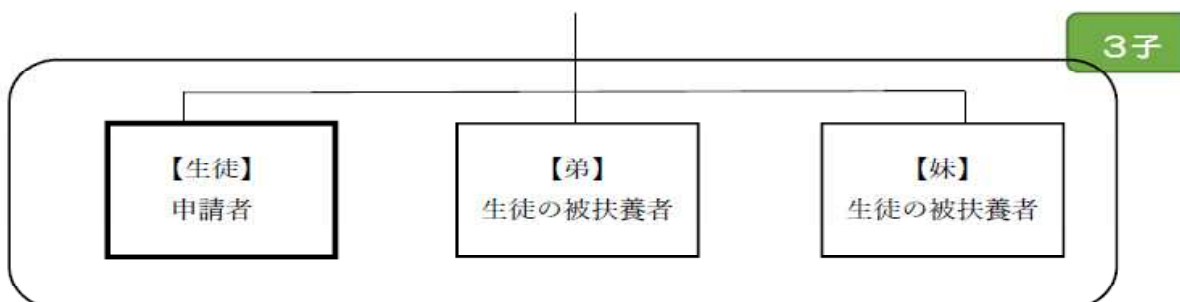
→ ○ 3子のカウントとなるので、所得基準に50万円を加算

2. 兄弟姉妹3人（うち子①は扶養から外れている、子②③は父親の扶養親族）



→ × 2子のカウントとなるので、加算対象外
※扶養されている生徒の兄弟姉妹の中でカウントする

3. 兄弟姉妹3人（生徒が弟と妹を扶養している）



→ ○ 3子のカウントとなるので、所得基準に50万円を加算

課税証明書 見本②（3子以上世帯）

※生徒を含む兄弟姉妹の数が3人以上の世帯

参考②（3子以上世帯）
※生徒を含む兄弟姉妹の数

令和〇年度 市民税・県民税課税証明書

住所 和歌山 太郎

令和〇年度中の合計所得金額		課税額	
合計所得金額	¥ B 円	住民税課税額合計	¥ A 円
		市民税所得割	¥ A 円
		市民税均等割	¥ 円
		県民税所得割	¥ 円
		県民税均等割	¥ 円

所得の種類・金額		控除の種類・金額		課税標準額の種類・金額	
(給与収入) 給与所得	¥ (~~~~) 円	基礎 医療費	¥ (~~~~) 円	課税総所得	¥ (~~~~) 円
		生命保険料	¥ (~~~~) 円		
		社会保険料	¥ (~~~~) 円		
		地震保険料	¥ (~~~~) 円		
		配偶者 扶養	¥ (~~~~) 円		
		所得控除合計	¥ C 円		

課税区分等		障害人数		本人該当		概要	
同一生計配偶者	無	障害人数	普通	本人該当	未成年	16歳未満扶養親族の人数	E② 人
有	老人	特別	うち同居	障害	勤労学生		
一般		その他		普通	ひとり親		
		老人	うち同居	特別			
		特定					

D (非課税所得限度額)

- ・ 同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合：
35万円 × (本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計人数) + 10万円 + 32万円

・ 生徒が扶養されている（生徒を扶養している者の課税証明書）
→ 和歌山太郎、同一生計配偶者、E①とE②の内に、生徒含む兄弟姉妹が3人以上いる場合
・ 生徒が生徒の兄弟姉妹を扶養している（生徒の課税証明書）
→ E①とE②の内に、生徒の兄弟姉妹が2人以上いる場合

Aが0円でない場合も以下の計算(1)又は(2)に該当する場合、対象となります。

(1) $B - \{C + 50万円 \times (\text{生徒を含めた兄弟姉妹の人数} - 2)\} \leq 0$

(2) $B - \{D + 50万円 \times (\text{生徒を含めた兄弟姉妹の人数} - 2)\} \leq 0$

20 本校生徒の「雇用証明書」の発行のお願いについて

(参考様式)

第2号様式

令和 5 年 月 日

各 事 業 所 様

和歌山県立日高高等学校長

本校生徒の「雇用証明書」の発行のお願いについて

平素は定時制教育の充実、とりわけ職業指導にご協力とご理解をいただき、ありがとうございます。

さて、本県では、定時制及び通信制高校の生徒に対する教科書・夜食費(教科書学習書)の支給を文部科学省の補助を受けて行っています。生徒がその支給を受けるには、雇用証明書等の提出が必要であります。つきましては、貴事業所で雇用されている本校生徒について、別紙証明書の発行をお願いします。なお、貴事業所所定の様式があれば別紙と差し替えご発行ください。ご多忙のところ恐縮ですが、よろしくご協力お願いします。

※追記 別紙枠内の住所と氏名欄には本校生徒のものをご記入ください。

(別紙)

雇 用 証 明 書

発行番号 号

住 所	<h1>みほん</h1>
氏 名	
雇用開始年月日	令和 年 月 日
年間勤務日数 (実績・見込)	() 日 ※雇用形態が (パート, アルバイト) の場合記入して下さい

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 5 年 月 日

和歌山県立日高高等学校長 様

事業所所在地 _____

事業所の名称

(代表者氏名) _____ 印

領 収 書		納付通知書	
受験番号	氏 名	受験番号	氏 名
	様		様
令和5年度 入学寄付金		令和5年度 入学寄付金	
¥5,000円		¥5,000円	
上記のとおり領収しました。		上記のとおり会計係へ納付ください。	
令和5年4月 日		令和5年4月 日	
和歌山県立日高高等学校定時制PTA		和歌山県立日高高等学校定時制PTA	

領 収 書		納付通知書	
受験番号	氏 名	受験番号	氏 名
	様		様
令和5年度 シューズ代金		令和5年度 シューズ代金	
¥3,200円		¥3,200円	
上記のとおり領収しました。		上記のとおり会計係へ納付ください。	
令和5年4月 日		令和5年4月 日	
和歌山県立日高高等学校定時制		和歌山県立日高高等学校定時制	

四修制用

領 収 書		領収書控 (書店用)	
学 年	氏 名	学 年	氏 名
1 年	様	1 年	様
¥ 5, 2 9 9 円		四 修 制 金 額 5, 2 9 9 円	
但し、四修制の教科書代金として		令和 5 年 4 月 日	
上記のとおり領収しました。		領収書控 (学校用)	
令和 5 年 4 月 日		学 年	氏 名
大 谷 書 店 印		1 年	様
		四 修 制 金 額 5, 2 9 9 円	
		令和 5 年 4 月 日	

※上下どちらか一方をご利用ください。

三修制用

教科書代金

領 収 書		領収書控 (書店用)	
学 年	氏 名	学 年	氏 名
1 年	様	1 年	様
¥ 7, 2 1 1 円		三 修 制 金 額 7, 2 1 1 円	
但し、三修制の教科書代金として		令和 5 年 4 月 日	
上記のとおり領収しました。		領収書控 (学校用)	
令和 5 年 4 月 日		学 年	氏 名
大 谷 書 店 印		1 年	様
		三 修 制 金 額 7, 2 1 1 円	
		令和 5 年 4 月 日	

【MEMO】